

## 一般競争入札参加資格審査申請書提出上の注意事項

### 1. 有資格者の要件

申請をすることができる林業事業体は、下表のとおりです。

森 林 整 備	森林整備に係るものであって、次に掲げる作業等 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐および保育に関する 作業(下刈、雪起し等)並びにこれらの作業と不可分である簡 易治山施設の設置(筋工、柵工、歩道開設等)	
区 分	森林整備(A)	森林整備(B)
定 義	(1) 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合 (2) 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合 (3) 航空実播工 (4) 種子吹付工	左記以外の森林整備
林業労働力の確保の促進に関する法律に関する改善計画認定者または、森林組合法に基づく森林組合	○	○
林業技士(林業経営)	○	○
淡海フォレスターまたはフォレストワーカー	○	○
林業退職金共済または中小企業退職金共済制度への加入	○	○
都道府県民税および消費税に未納が無いこと	○	○
林業技士(森林土木)または造園施工管理技士若しくは土木施工管理技士	○	-

※本表に基づき、希望する入札資格参加区分を一般競争入札参加資格審査申請書【9】の入札参加区分欄中の該当箇所に○印を記載願います。

### 2. 資格の審査基準日

上記1に関する有資格者の審査基準日は、資格の審査の申請をする直前の10月1日とします。

申請時に資格取得はしているが修了証あるいは認定証等が未発行で、申請年3月末日までに発行されることが確実な場合には、備考欄にその旨を記入して下さい。(受理後速やかに写しを送付して下さい。)

### 3. 資格の審査に必要な書類

各種証明書および印鑑登録証明は、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

なお、資格の審査に必要な書類については、別紙、登録資格関係3に記載の書類としますが、認定書等に記載の「性別」「本籍地」「続柄」「生年月日」等については、資格の審査に必要な無ことから、黒く塗りつぶすか、白抜きにして頂いたコピー等を提出願います。

### 4. 資格審査の実施時期

資格審査の実施時期は、毎年2月20日から3月10日までの期間です。期間内に必要な書類が整うことが条件となりますので、ご承知願います。

### 5. 提出部数

提出用1部とそのコピー(本人控え用として返却)1部の計2部を提出してください。